

## 「令和8年度（2026年度）北海道森高等学校の部活動に係る活動方針」

### ○活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道森高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定することとした。
- ・部活動を実施する上で、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するために、部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、さらに、部活動が持続可能なものとなるよう合理的かつ効率的・効果的に行う。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりするものではない。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 設置する部活動

- ・本校は、今年度、次の部活動を設置する。総合運動部、総合文化部

#### (2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより、次の連絡先に提出することとする。
- ・連絡先：〒049-2394 茅部郡森町上台町 326-48 北海道森高等学校  
TEL (01374) -2-2059 Fax (01374) -2-2298  
Mail morikoujimu@hokkaido-c.ed.jp（担当：教頭）

#### (3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、持続可能な運営が行えるように努める。

### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・部活動の実施に当たり、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

#### (1) 運動部活動における適切な指導

- ・スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

#### (2) 文化部活動における適切な指導

- ・生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮する。

#### (1) 休養日の設定

学期中の休養日の設定については、次のとおりとする。

- ・週当たり2日以上休養日を設け、(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)) 少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学期中は、平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・大会等で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を設ける。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行えるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

#### (2) 活動時間の設定

- ・1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。ただし、野球部については、「道立学校に係る部活動の方針」に定める休養日等の弾力的な設定により、平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。
- ・定期考査1週間前は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。

### 4 部活動の充実に向けて

#### (3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とする。
  - ・部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たり、体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導の際は、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為を行ってはならない。
- (4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり
- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。
- (5) 家庭や地域との連携を図る取組
- ・保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。部活動が、地域の人々の協力や地域の関係団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。

※ 終わりに校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。